

衆議院 厚生委員會會議錄 第二十九号

(七十三)

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)

午後三時三十二分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事直 四郎君 理事金子與重郎君

理事福田 昌子君

高橋 等君 堀川 恭平君

松井 豊吉君 清藤 唯七君

岡 良一君 堤 ツルヨ君

松谷天光光君

出席政府委員

厚生事務官 慶松 一郎君

(業務局長)

委員外の出席者

参議院議員 中山 壽彦君

参議院法制局参事 中原 武夫君

(第一部第一課長)

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

五月二十五日

委員佐々木秀世君、田淵光一君、寺本齋君及び今野武雄君辭任につき、その補欠として直四郎君、渡邊良夫君、堀川恭平君及び刈田アサノ君が議長の名で委員に選任された。

五月二十六日

直四郎君が理事に補欠当選した。

五月二十六日

覚せい剤取締法案(参議院提出、参法第二二二号)

三月二十八日

工業用悪水流防止対策費国庫補助

第一類第八号

厚生委員會會議錄第二十九号

昭和二十六年五月二十六日

の請願(横田基太郎君紹介)(第一六五〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任

閉会中審査に関する件

覚せい剤取締法案(参議院提出、参法第二二二号)

〇松永委員長 これより會議を開きます。

まず閉会中審査の件についてお諮りいたします。来る二十八日をもつて今国会は一応終了する予定でございますが、以後は閉会になると存じますが、閉会中の審査をする必要が生じた場合並びにそれに伴い委員の派遣を行わねばならなくなりました場合につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、そのように決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇松永委員長 御異議なしと認め、兩件に關しましては、委員長に一任せられたものと決します。

〇松永委員長 次に理事並びに小委員補欠選任の件についてお諮りいたします。

去る二十四日委員の堀川恭平君及び直四郎君が委員を辭任されましたに伴い、現在理事は一名、遺家族、傷夷軍人等の援護に関する小委員は二名の

欠員になつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じますが、選任の手続に關しましては、先例により委員長より指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇松永委員長 御異議なしと認め、再び委員に選任されました直四郎君を理事に、同君及び堀川恭平君を遺家族、傷夷軍人等の援護に関する小委員に指名いたします。

〇松永委員長 次に覚せい剤取締法案を議題とし審査に入ります。まず提案者より趣旨の説明をお聞きしたいと存じます。中山参議院議員。

覚せい剤取締法案

覚せい剤取締法

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 指定及び届出(第三條・第十二條)

第三章 禁止及び制限(第十三條・第二十條)

第四章 取扱(第二十一條・第二十七條)

第五章 業務に関する記録及び報告(第二十八條・第三十條)

第六章 監督(第三十一條・第三十四條)

第七章 罰則(第三十五條・第四十條)

第八章 罰則(第四十一條・第四十五條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、覚せい剤の濫用による保護衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に關して必要な取締を行うことを目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において使用する用語の意義は、左の各号に定めるところによる。

一 「覚せい剤」とは、フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミン、アミン及び各その塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤をいう。

二 「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造し、且つ、その製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができ、かつ、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

三 「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができ、かつ、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。

四 「覚せい剤研究者」とは、學術研究のため覚せい剤を使用することができ、かつ、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第二章 指定及び届出

(指定の要件)

第三條 覚せい剤製造業者の指定は、製造所ごとに厚生大臣が、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定は、病院若しくは診療所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、左の各号に掲げる資格を有するものうち適当と認めるものについて行う。

一 覚せい剤製造業者については、薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十六條第一項(医薬品製造業の登録)の規定により医薬製造業の登録を受けている者

二 覚せい剤施用機関については、精神病院その他診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所

三 覚せい剤研究者については、覚せい剤に關し相當の知識を持ち、且つ、研究上覚せい剤の使用を必要とする者

四 覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定に関する基準は、厚生省令で定める。

(指定の申請手続)

第四條 覚せい剤製造業者の指定を受けようとする者は、製造所ごとに、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に申請書を出さなければならない。

五 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定を受けようとする者は、診療所ごとに、その診療所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

六 覚せい剤研究者の指定を受けようとする者は、研究施設ごとに、その研究施設の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

は、病院若しくは診療所又は、研究所に、その所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならぬ。

(指定証)

第五條 覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関又は覚せい、剤研究者の指定をしたときは、厚生大臣は当該製造業者に対して、都道府県知事は当該施用機関の開設者又は当該研究者に対して、それぞれ指定証を交付しなければならない。

2 覚せい、剤製造業者に対する指定証の交付は、その製造所の所在地の都道府県知事を経て行ふものとする。

3 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

(指定の有効期間)

第六條 覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関又は覚せい、剤研究者の指定の有効期間は、指定の日からその翌年の十二月三十一日までとする。

(指定の失効)

第七條 覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関又は覚せい、剤研究者について、指定の有効期間が満了したとき及び指定の取消があつたとき外、第九條(業務の廃止等の届出)に規定する事由が生じたときは、指定はその効力を失ふ。

(指定の取消)

第八條 覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関の開設者、覚せい、剤施用機関の管理者(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による当該病除又は診療所の管理者をいう。以下同じ)、覚せい、剤施用機

関において診療に従事する医師若しくは覚せい、剤研究者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く処分違反したとき、又は覚せい、剤研究者について第三條第一項(指定の要件)第三号に掲げる資格がなくつたときは、厚生大臣は覚せい、剤製造業者について、都道府県知事は覚せい、剤施用機関又は覚せい、剤研究者について、それぞれその指定を取り消すことができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、その期日の二週間までに、処分理由並びに聴聞の期日及び場所を当該処分を受ける覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関の開設者又は覚せい、剤研究者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

3 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないうで第一項に規定する処分をすることが出来る。

(業務の廃止等の届出)

第九條 覚せい、剤製造業者は、左の各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

添えてその旨を届け出なければならない。

一 その製造所における覚せい、剤製造の業務を廃止したとき。

二 薬事法第二十六條第二項(登録の有効期間)の規定により医薬品製造業の登録の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき。

三 薬事法第四十六條第三項(登録の取消及び業務の停止)の規定により医薬品製造業の登録を取り消されたとき。

2 覚せい、剤施用機関の開設者は、左の各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

一 覚せい、剤施用機関である病院又は診療所を廃止したとき。

二 覚せい、剤施用機関である病院又は診療所において第三條第二項(指定の基準)の規定による指定基準に定める診療科名の診療を廃止したとき。

三 医療法第二十九條(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定により、覚せい、剤施用機関たる病院又は診療所の開設の許可を取り消されたとき。

3 覚せい、剤研究者は、当該研究所における覚せい、剤の使用を必要とする研究を廃止したときは廃止の日から十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

4 前三項の規定による届出は、覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関の開設者又は覚せい、剤研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならぬ。

(指定証の返納及び提出)

第十條 覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関又は覚せい、剤研究者の指定が効力を失つたときは、前條に規定する場合を除いて、指定が効力を失つた日から十五日以内に、覚せい、剤製造業者であつた者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい、剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい、剤研究者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を返納しなければならない。

2 覚せい、剤製造業者が薬事法第四十六條第三項(登録の取消及び業務の停止)の規定による業務停止の処分を受けたとき、又は覚せい、剤施用機関の開設者が医療法第二十九條(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定による閉鎖命令の処分を受けたときは、その処分を受けた日から十五日以内に、覚せい、剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい、剤施用機関の開設者はその病院又は診療所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を提出しなければならない。

3 前項の場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、指定証に

処分の要旨を記載し、業務停止期間又は閉鎖期間の満了後すみやかに、覚せい、剤製造業者又は覚せい、剤施用機関の開設者に指定証を返還しなければならない。

(指定証の再交付)

第十一條 指定証を失ひ、又は亡失したときは、覚せい、剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい、剤施用機関の開設者又は覚せい、剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。

2 再交付を申請した後に失した指定証を発見したときは、再交付を申請した日から十五日以内に、覚せい、剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい、剤施用機関の開設者又は覚せい、剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない。

(氏名又は住所等の変更届)

第十二條 覚せい、剤製造業者は、その氏名(法人にあつてはその名称)若しくは住所又は製造所の名称を変更したときは十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 覚せい、剤施用機関の開設者は、その覚せい、剤施用機関の名称を変更したときは十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を

届け出なければならない。

3 覚せい剤研究者は、その氏名若しくは住所を変更し、又は研究所の名称の変更があつたときは十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

4 前三項の場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、すみやかに指定証を訂正して返還しなければならない。

第三章 禁止及び制限

(輸入の禁止)

第十三条 何人も、覚せい剤を輸入してはならない。

(所持の禁止)

第十四条 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者及び管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者並びに覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受けた者の外は、何人も、覚せい剤を所持してはならない。

2 左の各号の一に該当する場合には、前項の規定は適用しない。

一 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者の業務上の補助者がその業務のために覚せい剤を所持する場合

二 覚せい剤製造業者が覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に覚せい剤を譲り渡す場合において、郵便又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覚せい剤を所持する場合

三 覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受ける者の看護に当る者がその者のために覚せい剤を所持する場合

四 法令に基いてする行為につき覚せい剤を所持する場合

(製造の禁止及び制限)

第十五条 覚せい剤製造業者がその業務の目的のために製造する場合の外は、何人も、覚せい剤を製造してはならない。

2 厚生大臣は、毎年一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、各覚せい剤製造業者の製造数量を定めることができる。

3 覚せい剤製造業者は、前項の規定により厚生大臣が定めた数量をこえて、覚せい剤を製造してはならない。

(覚せい剤施用機関の管理者)

第十六条 覚せい剤施用機関において施用する覚せい剤の譲受に関する事務及び覚せい剤施用機関において譲り受けた覚せい剤の管理は、当該施用機関の管理者がしなければならない。

2 覚せい剤施用機関の開設者は、当該施用機関の管理者に覚せい剤の譲受に関する事務及び譲り受けた覚せい剤の管理をさせなければならない。

(譲渡及び譲受の制限及び禁止)

第十七条 覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者以外の者に譲り渡してはならない。

2 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者は、覚せい剤製造業者以外の者から覚せい剤を譲り受けてはならない。

3 前二項の場合及び覚せい剤施用機関において診療に従事する医師が覚せい剤を施用のため交付する場合の外は、何人も、覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

4 法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合には、前項の規定は適用しない。

(譲渡証及び譲受証)

第十八条 覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合(覚せい剤施用機関において診療に従事する医師が覚せい剤を施用のため交付する場合を除く)には、譲渡人は都道府県の発行する譲渡証の用紙に、それぞれ必要な事項を記載し、且つ、印をおして相手方に交付しなければならない。

2 前項の規定により譲渡証又は譲受証の交付を受けた者は、譲受又は譲渡の日から二年間、これを保存しなければならない。

3 譲渡証及び譲受証は、第一項の規定による場合の外は、他人に譲り渡してはならない。

(使用の禁止)

第十九条 左の各條に掲げる場合の外は、何人も、覚せい剤を使用してはならない。

一 覚せい剤製造業者が製造のため使用する場合

二 覚せい剤施用機関において診

療に従事する医師が施用する場合

三 覚せい剤研究者が研究のため使用する場合

四 覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受けた者が施用する場合

五 法令に基いてする行為につき使用する場合

(施用の制限)

第二十条 覚せい剤施用機関において診療に従事する医師は、その診療に従事している覚せい剤施用機関の管理する覚せい剤でなければ、施用し、又は施用のため交付してはならない。

2 前項の医師は、他人の診療以外の目的に覚せい剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。

3 第一項の医師は、覚せい剤中毒者に対し、その中毒を緩和し又は治療するために覚せい剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。

4 第一項の医師が覚せい剤を施用のため交付する場合においては、交付を受ける者の住所、氏名、年齢、施用方法及び施用期間を記載した書面に当該医師の署名をして、これを同時に交付しなければならない。

5 覚せい剤研究者は、研究のため他人に対して覚せい剤を施用してはならない。

(証紙による封入)

第二十一条 覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を厚生省令

の定めるところにより、容器に納め、且つ、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

2 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者は、前項の規定により封を施した覚せい剤でなければ、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3 法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合には、前項の規定は適用しない。

(保管方法)

第二十二条 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤をその製造所、病院若しくは診療所又は研究所内の鍵をかけた堅固な場所に保管しなければならない。

(事故の届出)

第二十三条 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたとき、すみやかにその覚せい剤の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、覚せい剤製造業者にあつてはその所在地の都道府県知事を、厚生大臣に、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者にあつてはその病院長若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

(指定の失効の場合の措置義務)

第二十四条 覚せい剤製造業者、覚

四

第三十條 覺せい劑施用機關の管理
者又は覺せい劑研究者は、毎年十二月十五日までに、その指定を受けた日（指定を受けた年の翌年）からあつては前年の十二月一日）からその年の十一月三十日まで譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した覺せい劑の品名及び數量をその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

第六章 監督

（報告の徴収）

第三十一條 厚生大臣又は都道府県知事は、覺せい劑の取締上必要があるときは、覺せい劑製造業者、覺せい劑施用機關の開設者若しくは管理者又は覺せい劑研究者については必要な報告を徴することができ、

（立入検査、収去及び質問）

第三十二條 厚生大臣又は都道府県知事は、覺せい劑の取締上必要があるときは、当該職員をして覺せい劑製造業者の製造所、覺せい劑施用機關である病院若しくは診療所又は覺せい劑研究者の研究所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覺せい劑若しくは覺せい劑であることの疑のある物を試験のため必要な最小分量に限り収去し、又は覺せい劑製造業者、覺せい劑施用機關の開設者若しくは管理者、覺せい劑施用機關において診療に従事する医師、覺せい劑研究者その他の関係者について質

問をさせることができる。
2 前項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(薬事監視員の権限)

第三十三條 第二十四條第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)及び前條第一項に規定する当該職員は、薬事法第五十條(薬事監視員の設置)に規定する薬事監視員が行う。

2 薬事監視員は、第二十四條第三項の規定による覚せい剤の処分に立ち会う場合又は前條第一項の規定により立ち入り、検査し、収去し、若しくは質問する場合に、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(都道府県知事の意見具申)

第三十四條 都道府県知事は、覚せい剤製造業者について第八條第一項(指定の取消)に規定する処分を必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第七章 雑則

(国又は都道府県の開設する覚せい剤施用機関の指定手続)

第三十五條 厚生大臣は、国の開設する病院又は診療所について、第三條第一項(指定の要件)中指定権者に關する部分の規定及び第四條第二項(指定の申請手続)の規定にかかわらず、主務大臣と協議の上、覚せい剤施用機関の指定を行うことができる。

2 都道府県知事は、都道府県の開設する病院又は診療所について、

第四條第二項の規定にかかわらず、覚せい剤施用機関の指定を行うことができる。

(国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更)

第三十六條 国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関については左の各号に掲げる届出、指定証の返納及び報告は、当該施用機関の管理者(管理者がない場合には開設者の指定する職員)が行う。

一 第九條第二項(診療廃止等の届出)の規定による届出
二 第十條第一項(指定失効の場合における指定証の返納)の規定による指定証の返納
三 第十一條第二項(再交付申請後発見した旧指定証の返納)の規定による旧指定証の返納
四 第十二條第二項(名称変更の届出)の規定による届出
五 第二十四條第一項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の品名及び数量の報告)及び第二項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告)の規定による報告

2 国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関については、第二十四條第二項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及

の報告)又は第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)の規定による覚せい剤の譲渡又は処分は、当該施用機関の管理者(管理者がない場合には開設者の指定する職員)が行う。

3 前項の場合には、第二十四條第五項(所持禁止の例外)及び第六項(譲渡及び譲受の制限及び禁止の例外)の規定を準用する。

第三十七條 この法律に定めるものの外、国の開設する覚せい剤施用機関にこの法律の規定を適用するに必要の特例は、厚生省令で定める。

(手数料)

第三十八條 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一 覚せい剤製造業者の指定の申請をする者 千円
二 覚せい剤施用機関の指定の申請をする者 五百円
三 覚せい剤研究者の指定の申請をする者 三百円

四 指定証の再交付の申請をする者 百円

2 前項第一号の手数料及び第四号中覚せい剤製造業者の指定証の再交付を申請する者の手数料については、その半額を国庫の収入とし、その他の手数料については、全額を都道府県の収入とする。

(譲渡証、譲受証及び証紙の代価)

第三十九條 第十八條(譲渡証及び譲受証)に規定する譲渡証又は譲受証の用紙を必要とする者は、代価として一枚につき二円を都道府県に、第二十一條第一項(製造した覚せい剤の証紙による封入)に規定する証紙を必要とする者は、代価として一枚につき二十円を国庫にそれぞれ支払わなければならない。

(經由庁がある場合の期限の特例)
第四十條 この法律の規定により都道府県知事を経て厚生大臣に対してする届出、指定証の返納若しくは提出又は報告については、当該規定に定める期限内に都道府県知事に対して届出書、指定証又は報告書が提出されたときは、それらの行為は所定の期限内になされたものとする。

第八章 罰則

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條(輸入の禁止)の規定に違反した者
二 第十四條第一項(所持の禁止)の規定に違反した者
三 第十五條第一項(製造の禁止)又は第三項(製造の制限)に違反した者

四 第十七條第一項から第三項まで(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者
五 第十九條(使用の禁止)の規定に違反した者
六 第二十條第一項から第三項まで(覚せい剤施用機関において

診療に従事する医師についての施用の制限)又は第五項(覚せい剤研究者についての施用の制限)の規定に違反した者

2 第一項の刑は、情状により併科することができる。

3 第一項第一号及び第三号から第六号までの未遂罪は、これを罰する。

第四十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第三項(指定証の譲渡及び貸与の禁止)の規定に違反した者
二 第十六條(覚せい剤施用機関の管理者)の規定に違反した者
三 第十八條第一項(譲渡証及び譲受証の交付)の規定に違反して譲渡証又は譲受証を交付せず、又それに虚偽の記載をした者

四 第十七條第三項(譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止)の規定に違反した者
五 第二十一條第一項(証紙による封入)又は第二項(証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定に違反した者

六 第二十二條(保管方法)の規定に違反した者
七 第二十三條(事故の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
八 第二十四條第一項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の品名及び数量の報告)第二項(指定失効の際に所有していた

- 覚せい、剤の譲渡及びその報告）若しくは第四項（死亡又は解散の場合における報告義務の転移）の規定又は同條第一項及び第二項に関する第三十六條第一項（国又は地方公共団体の開設する覚せい、剤施用機関における届出等の義務者の変更）の規定による報告をせず、又虚偽の報告をした者
- 九 第二十四條第三項（指定失効の際に所有していた覚せい、剤の処分）の規定に違反して覚せい、剤を処分した者
- 十 第二十八條第一項（帳簿の備付及び記入）の規定による帳簿の備付をせず、又は帳簿の記入をせず、若しくは虚偽の記入をした者
- 十一 第二十九條（覚せい、剤製造業者の報告）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十二 第三十條（覚せい、剤施用機関の管理者及び覚せい、剤研究者の報告）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 2 前項の刑は、情状により併科することができる。
- （行政罰）
- 第四十三條 左の各号の一に該当する者（法人であるときはその代表者）は、一万円以下の過料に処する。
- 一 第九條（業務の停止等の届出）又は同條第二項に関する第三十六條第一項（国又は地方公共団体の開設する覚せい、剤施用機関における届出等の義務者の変更）の規定に違反した者
- 二 第十條第一項（指定証の返納）若しくは第二項（指定証の提出）又は同條第一項に関する第三十六條第一項の規定に違反した者
- 三 第十一條第二項（旧指定証の返納）又は同條又は同條同項に関する第三十六條第一項の規定に違反した者
- 四 第十二條（氏名又は住所等の変更届）又は同條第二項に関する第三十六條第一項の規定に違反した者
- 五 第十八條第二項（譲渡証及び譲受証の保存）の規定に違反した者
- 六 第二十條第四項（施用のための交付の手續）の規定に違反した者
- 七 第二十八條第二項（帳簿の保存）の規定に違反した者
- 八 第三十一條（報告の徴収）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 九 第三十二條第一項（立入検査、収去及び質問）の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- （管理者の処罰）
- 第四十四條 覚せい、剤施用機関（開設者が国又は地方公共団体であるものを除く。）について、第十七條第二項（覚せい、剤製造業者以外の者からの譲受の禁止）の規定に違反する行為（未遂の場合を含む）、第十八條第一項（譲渡証及び譲受証の交付）若しくは第三項（譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止）の規定に違反する行為又は第二十一條第一項（証紙による封を施さない）の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機関の開設者を罰する。但し、当該管理者がその違反行為を知らなかつたときは、この限りでない。
- 2 国又は地方公共団体の開設する覚せい、剤施用機関について第五條第三項（指定証の譲渡及び貸与の禁止）、第十八條（譲渡証及び譲受証の交付、保存及び譲渡禁止）又は第二十一條第二項（証紙による封を施さない）の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機関の管理者に對して第四十二條の刑又は前條の過料を科する。
- （罰則規定）
- 第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一條及び第四十二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。
- 附則
- （施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を經過した日から、施行する。
- （覚せい、剤所有の届出）
- 2 この法律施行の際既に覚せい、剤を所有している者は、この法律施行後十五日以内に、その氏名（法人にあつてはその名称）、住所及び職業並びに所有している覚せい、剤の品名及び數量を住所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に届け出なければならぬ。
- （経過的譲渡措置）
- 3 前項の届出をした者（この法律の規定により指定を受けた覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関の開設者及び覚せい、剤研究者を除く。）は、この法律施行の日から三十日間は、その所有する覚せい、剤をこの法律の規定により指定を受けた覚せい、剤製造業者、覚せい、剤施用機関又は覚せい、剤研究者に譲渡することができる。
- 4 前項の規定により覚せい、剤の譲渡及び譲受がなされた場合には、譲渡人及び譲受人の氏名（法人にあつてはその名称）、住所並びにその覚せい、剤の品名及び數量を譲渡人及び譲受人連署の上、譲受人の製造所、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に報告しなければならない。
- 5 第二項に規定する者については、この法律施行の日から同項の規定による届出をするまでの間は、第十四條第一項（所持の禁止）の規定は適用しない。
- 6 第二項の規定による届出をした者については、第三項の規定による譲渡をするまでの間は、第十四條第一項（所持の禁止）の規定は適用しない。
- 7 前二項の場合には、前二項に規定する者の業務上の補助者については第十四條第二項（所持禁止の例外）第一号の規定を、郵便又は物の運送の業務に従事する者については同項第二号の規定を準用する。
- 8 第三項の規定による譲渡については、第十七條（譲渡又は譲受の制限及び禁止）、第十八條（譲渡証及び譲受証）及び第二十一條第二項（証紙による封を施さない）及び覚せい、剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定は適用しない。
- 9 覚せい、剤製造業者の指定を受けた者がこの法律施行後初めて指定を受けた時に所有していた覚せい、剤又は第三項の規定により譲り受けた覚せい、剤は、この法律の規定によりその製造業者が製造したものとみなす。
- （業事法の一部改正）
- 10 業事法の一部を次のように改正する。
- 第四十六條第三項を次のように改める。
- 3 厚生大臣は医薬品、用具又は化粧品品の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は薬局開設者又は医薬品の販売業者について、この法律その他薬事に関する法律又はこれらの法律に基く省令若しくは処分は違反する行為があつたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは

一部の停止を命ずることができ
る。

(厚生省設置法の一部改正)

11 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四十八條の次に次の一号を加える。

四十八の二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第 号)の規定に基き覚せい剤製造業者及び国の開設する覚せい剤施用機関の指定を行い、並びにその指定を取り消すこと。

第十一條第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 覚せい剤の取締及び処分を行うこと。

○中山参議院議員 ただいま提案されました覚せい剤取締法案の提案理由を御説明申し上げます。

ヒロポン、プロパン、アゴニン等の商品名によつて代表されております覚醒剤は、その薬理作用として中枢神経興奮作用、血圧上昇作用を有する点から、本来は、ナルコレプシー(睡眠発作)、麻酔剤、催眠剤の急性中毒、抑鬱症、一部の低血圧症等の治療用として、また健康者の能率増進、疲労回復の目的に使用すべきことを意圖して製造されたものであります。

しかるに覚醒剤は、習慣性となる性質を持つており、その過度の適用を続けますといわゆる覚醒剤中毒症状を呈して、全般的に刺激性衰弱というような疲労状態から幻覚を伴う精神もろろな状態に発展し、遂には覚醒剤中毒による精神病へと移行する反面の弊害を伴つておるものであります。

わが国における覚醒剤の普及は、不幸にして前者の正しい使用の道を違はずに、防止すべかりし後者の弊害への道を歩み、せつなく製造者が目ざした医療界への貢献の努力は、逆に社会を毒するの結果となる思はざる方向へと進みつつあるものであります。

今日覚醒剤の使用は、医療目的より、むしろ覚醒剤耽溺者が自己の快感を満足させるための使用、また青少年が好奇心を満たすための使用、あるいは麻薬中毒者が麻薬の代用に充てたる使用がその大部分を占めておる状態であり、その結果たんに運用者個人の健康状態が破壊されて行くばかりでなく、それらの中毒者は覚醒剤の獲得費用を得るがために、また覚醒剤中毒による幻覚、妄想にかられて、犯罪行為に出ずる例が次第にその数を増して、社会的問題を惹起して参つたのであります。専門家の調査によりますと覚醒剤中毒者の七五%は中毒性精神病へ移行するといわれ、また統計によりますと、東京警視庁管内のみで青少年の覚醒剤に関連する犯罪は昨年度三千件を数え、中毒者は青少年三万人、成人を加えると六万人と推定されておるのであります。

その弊害が目に見えているにもかかわらず、あえてそれを運用せざるを得ないのは、性格的に弱点を持つ人々の責任であつて、薬品自体の責任ではないのであります。その濫用が社会悪の根源ともなるに至りますと、医薬品本来の存在目的も、より強い青少年の教育目的、犯罪予防の目的にその一部を譲らざるを得なくなるのであります。

これらの弊害を防止せんとして、主管省においては、現行の薬事法規の許す範囲において、できるだけ努力を払つて来たのであります。すなわちその製造面におきましては、まず一般の使用に便利な錠剤、散剤の製造を禁止して注射液のみを許可し、さらに製造一割当制をとり、進んで昨年の十月二十七日からは製造の全面中止の勧告を行つて製造業者の協力を求め、また販売面におきましては、調剤及び薬事法第四十一條七号の医薬品に指定することによつて医師の処方箋、指示書によらない譲渡を禁止し、薬品の表示書に習慣性となる旨、医師の指導によつて使用すべき旨を記載せしめることによつて、使用者の注意を喚起することに努めて来たのであります。

しかしながら、これらの措置の根拠となつてゐる薬事法は、もとより医薬品が使用者の責任において正しく使用されるべきことを前提として、不良医薬品の取締りを内容としてゐるのであります。今回覚醒剤の場合のようによつて、今回覚醒剤の場合のようによつて使用者の誤つた使用によつて混乱を来す場合のことは予定もせずまた規定もしてゐないのであります。

従つて二年にわたる行政官庁、製造業者、販売業者のせつかくの協力にもかかわらず、密造、横流し、不当使用はその跡を絶たず、中毒者を手に持つ親たち、教育者その他青少年の輔導に当る人達を中心として覚醒剤の根本的取締りを要する世論はいよいよ高くなつて参つて来たのであります。この世論にこたへるべく昨秋から本年にわたつてようやく参議院厚生委員会を得ました成案が、この覚せい剤取締法案であります。

覚醒剤は、その医療上の効用を有しながら、その習慣性のゆゑに弊害をもたらす点において麻薬と似ておりますので、大きな流れを麻薬取締りの方法に準ずることとし、覚醒剤の特異性と、麻薬取締法運用上の経験から生れる手続上の改善とを織り込んでこの法案を構成いたしました。

次に法案の内容の骨子を申し上げます。

第一に覚醒剤の用途を医療用と学術研究用のみに限定することとしたしました。従つてその製造もこの二つの用途に必要な数量に制限することとし、輸入は禁止することとしたしました。製造された覚醒剤を政府発行の証紙によつて封入することと相まつて、必要以外の覚醒剤が氾濫することを防止できることとなるのであります。

第二に、覚醒剤を取り扱ひ得る者については、指定制をとり、製造業者、医療機関、研究者についてそれ／＼その施設ごとに資格のあるものを指定することとしたしました。そしてこの指定を受けた者の間においてのみしか、覚醒剤を譲り渡し、譲り受けることができなざることとしたしました。使用数量の僅少なことを、横流しの防止のためから、販売業者の段階を認めず、製造業者から直接医療機関または研究者の手元へ流すこととしたしました。このこととは、次に述べます所持禁止の原則と相まつて不正覚醒剤の摘発を、容易に可能ならしめることとなるわけであります。

第三に、一般的な所持禁止の原則をとり、右に述べました取扱者とその業務上の補助者、郵便または運送の業務に従事する者、医師から施用を受ける病人の看護に当る者だけが覚醒剤を持てることとしたしました。これによつて現在取締りの盲点となつております不正所持が直接規律の対象となるわけであります。

第四に、譲り渡し、譲り受けにあつては都道府県発行の譲渡証、譲受証の記入、交付を要件とし、また医師が施用のために交付する場合には、医師の署名のある証明書を送付することを要件として合法的に動いた覚醒剤の証明手続を規定してあります。

第五に、経過措置として、公布と施行との間に一箇月の余裕を置き、その間に製造業者、医療機関、研究者の指定を行うこととし、また法施行時に所有している覚醒剤については、法施行後一箇月を限つて指定を受けた製造業者、医療機関、研究者に対して譲渡ができることとしたしました。すなわち公布の後二箇月の間に、それ／＼れ処置されることを予定してありますので、この法律による全面的な取締りは、公布後二箇月を経過してから行われることになるわけであります。

以上が、この法案の提案理由及び内容の骨子であります。何とぞ御審議の上御賛成を賜りますようお願い申し上げます。

○松永委員長 次に、本案の質疑に入るのでございますが、議案熟読の必要もあり、これを明日に持ち越したいと存じます。

次会は明日午後一時より開会することとし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時四十五分散会

昭和二十六年六月二日印刷

昭和二十六年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所